

SIP 地域物流ネットワーク化推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、SIP 地域物流ネットワーク化推進協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、以下の実現を目指す。

- (1)業種業態を越えた共同輸配送による物流の効率化
- (2)地域物流における共同輸配送ネットワークの構築および全国展開による持続可能な物流の実現（SDGs への物流面での貢献）
- (3)JV（共同出資体）の前駆体の組成

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)中ロット貨物パレット共同輸配送における輸配送ネットワークの構築
- (2)中ロット貨物パレット共同輸配送における輸配送ネットワークを活用した、輸配送サービスの普及および啓蒙
- (3)会員間の交流および情報連携
- (4)共通の課題に対する知見の共有、課題解決に向けた取り組み
- (5)前各号に掲げるもののほか目的の達成に必要と認める活動

(組織)

第4条 本協議会に、議決機関として総会を置く。

- 2 本協議会は、事業の円滑な運営に資するため、総会の下に運営委員会を置く。
- 3 本協議会にはオブザーバーおよび客員を置くことができる。

(会員)

第5条 会員は、本協議会の目的および活動内容に賛同する荷主企業、物流企業もしくは物流に関係する企業、団体および個人とする。

- (1)企業・団体会員とは、本協議会の目的および活動内容に賛同する企業および団体とし、同一企業・同一団体で一会員とする。
- (2)個人特別会員とは、本協議会の目的および活動内容に賛同し、本協議会の運営に積極的に関わる者として、総会で承認を受けた個人とする。
- (3)個人会員とは、本協議会の目的および活動内容に賛同する個人とする。

(役員)

第6条 本協議会には、次の役員を置く。

(1) 座長 1名

(2) 運営委員長 1名

2 座長および運営委員長は、企業・団体会員および個人特別会員の互選によって定める。

(役員職務)

第7条 座長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

2 運営委員長は座長を補佐し、座長に事故があるときは職務を代行する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(総会)

第9条 総会は、企業・団体会員および個人特別会員をもって構成し、必要に応じて座長が招集する。

2 総会は、座長が議長を務める。

3 総会は、議長が適当と認める場合には、書面又は電子メールもしくはWEB会議システムによる開催とすることができる。

4 WEB会議システムの利用において、一定の時間、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合は、当該WEB会議システムを利用する会員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

5 WEB会議システムによる出席は、取扱う情報等に留意した環境で行わなければならない。

6 総会は、次の事項を審議し、議決権を有する会員の出席数の過半数をもって議決する。可否同数のときは、座長の決するところによる。

(1) 共同輸配送ネットワークの実現に向けた取組みに関すること

(2) 規約の改正

(3) 個人特別会員の承認

(4) 役員を選定

(5) その他、本協議会の運営にかかる重要事項

(運営委員会)

第10条 本協議会の執行機関として運営委員会を置く。

2 運営委員会は、座長又は運営委員長が企業・団体会員および個人特別会員から選任する

委員をもって構成し、運営委員長がこれを招集する。

3 運営委員会は、運営委員長が適当と認める場合には、書面又は電子メールもしくはWEB会議システムによる開催とすることができる。

4 WEB会議システムの利用において、一定の時間、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合は、当該WEB会議システムを利用する会員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

5 WEB会議システムによる出席は、取扱う情報等に留意した環境で行わなければならない。

6 運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 総会に付すべき事項に関する事。

(2) 総会において議決した事項の運営および活動に関する事。

(3) その他、運営委員長が必要と認めた事項に関する事。

7 緊急を要する案件が発生した場合は、座長の承認の下、総会に代わって決議および執行できる。ただし、定例又は臨時総会で報告し、追認を受けなければならない。

(ワーキンググループ)

第11条 座長は、本協議会の目的を達成するため必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの構成および運営方法等については、座長が別に定める。

(事務局)

第12条 本協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、総会において企業・団体会員および個人特別会員の中から選任する。

3 事務局長は、事務局の中から座長が指名する。

(会計)

第13条 本協議会に要する経費は、令和3年度は寄付金その他の収入をもって充てる。

2 令和4年度以降は、活動内容や組織体制および運営方法に鑑みて、総会の決議を経て定める。

(報酬)

第14条 第6条に定める役員への報酬は、令和3年度は原則無給とする。

2 令和4年度以降は、活動内容や組織体制および運営方法に鑑みて、総会の決議を経て定める。

(事業年度)

第15条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(入会)

第16条 本協議会に入会しようとするものは、当協議会が別に定めるところにより当協議会の事務局に申し込み、座長の承認を得なければならない。

(退会)

第17条 会員が退会する場合には、当協議会の事務局に退会を申し込み、座長の承認を得なければならない。

(解散)

第18条 本協議会を解散する場合は総会において、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第19条 本協議会が解散した場合において、その債務を弁済し、なお残余財産があるときは、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体等に寄附するものとする。

(秘密保持義務)

第20条 会員は、本協議会の活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。退会后5年間も同様とする。

(反社会的勢力の排除)

第21条 会員は、次の各号について表明し、保証するものとする。

- 2 自らの役員に暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）の構成員がいないこと。
- 3 反社会的勢力の構成員が自らの経営に実質的に関与していないこと。
- 4 取引先に反社会的勢力（実質的に関与している者等含む）が存在しないこと。
- 5 反社会的勢力に対して資金を提供又は便宜を供与する等、反社会的勢力の維持運営に協力、関与していないこと。
- 6 自らの役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(その他)

第22条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営について必要な事項は、座長が別

に定める。

附 則

1 この規約は、令和3年度の設立日から施行する。

2 設立当初の役員については、第6条第2項の規定にかかわらず、発起人から選出し、任期は第8条の規定にかかわらず、設立の日から令和4年3月31日までとする。

また、設立当初の役員が個人会員の場合は、第5条の規定にかかわらず、個人特別会員とする。

3 設立当初の事務局については、第12条第2項の規定にかかわらず、次の通りとする。
事務局 株式会社セイノー情報サービス

4 設立当初の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、設立の日から令和4年3月31日までとする。